

## 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

### 1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

#### (1) 趣旨・背景

平成19年3月9日に閣議決定された「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「海洋汚染防止法一部改正法案」という。)においては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。)第3条第4号に規定する未査定液体物質とされるもののうち、

- ・「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書(マルポール条約)」締約国間において海洋環境の保全の見地から有害であると合意されている物質であって、輸送に関し、政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなして海洋汚染防止法第9条の2から第9条の5までによる有害液体物質の排出等に係る規制を適用し、海洋汚染防止法第9条の6による未査定液体物質に係る規制は適用しない(海洋汚染防止法一部改正法案第9条の6第5項)
- ・マルポール条約締約国間において海洋環境の保全の見地から有害でないと合意されている物質であって、輸送に関し、政令で定める要件に該当するものについては、有害でない物質とみなして海洋汚染防止法第9条の6第1項から第4項の規定は適用しない(海洋汚染防止法一部改正法案第9条の6第6項)

こととされている。

海洋汚染防止法一部改正法案第9条の6の改正規定については、公布日に施行することとされているため、同改正法第9条の6第5項及び第6項の規定に基づき、並びに同法を実施するための政令を準備する必要がある。

#### (2) 政令案の内容

政令案の主な内容は以下のとおりである。

#### 海洋汚染防止法一部改正法案第9条の6第5項の政令で定める要件

海洋汚染防止法一部改正法案第9条の6第5項において有害液体物質とみなされる未査定液体物質の要件として、

- ・当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害であると合意をしたマルポール条約(第一議定書)締約国の国籍を有する船舶により、当該合意をしたマルポール条約締約国間において輸送されるものであること
- ・日本国の内水(領海法の一部を改正する法律(平成8年法律第73号)による改正後の領海及び接続水域に関する法律(昭和52年法律第30号)第2条第1項に規定する直線基線により新たに日本国の内水に加えることとされた海域を除く。において同じ。)を除く海域において輸送されるものであること

を規定すること。

## 海洋汚染防止法一部改正法案第9条の6第5項の規定によって有害液体物質とみなされる未査定液体物質への海洋汚染防止法第9条の2から法第9条の5までの規定の適用

海洋汚染防止法一部改正法案第9条の6第5項の規定により有害液体物質とみなされる未査定液体物質については、海洋環境の保全の見地から、

- ・ X類物質と同程度に有害であると合意されている物質を別表第一第一号に掲げるX類物質等と、
- ・ Y類物質と同程度に有害であると合意されている物質を同表第二号に掲げるY類物質等と、
- ・ Z類物質と同程度に有害であると合意されている物質を同表第三号に掲げるZ類物質等として、海洋汚染防止法第9条の2から法第9条の5までの規定を適用すること。

## 海洋汚染防止法一部改正法案第9条の6第6項の政令で定める要件

海洋汚染防止法一部改正法案第9条の6第6項において海洋汚染防止法第9条の6第1項から第4項までの規定を適用しないこととした未査定液体物質の要件として、

- ・ 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害でないと合意をしたマルポール条約締約国の国籍を有する船舶により、当該合意をしたマルポール条約締約国間において輸送されるものであること。
- ・ 本邦の内水を除く海域において輸送されるものであることを規定すること。

## 2. 今後のスケジュール(予定)

パブリックコメント： 4月19日(木)～5月18日(金)

公 布 ・ 施 行： 海洋汚染防止法一部改正法の公布・施行の日